

## 《寄附金の税額控除とは？》

当団体は東京都庁から平成 25 年 7 月 31 日に新規「認定 NPO 法人おんがくの共同作業場」として認定されています。

認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること、並びに公益に資することについて一定の基準を満たすものとして認定を受けている法人です。

認定 NPO 法人おんがくの共同作業場へのご寄附には税額控除が適用され、①寄附金控除（所得控除）か、②認定法人寄附金特別控除（税額控除）か、どちらか有利な方を選ぶことができます。

### 1. 個人の方が寄附された場合

個人が各年において支出した認定 NPO 法人に対する寄附金で、寄附金総額が 2,000 円を超える場合には、所得税の計算をする際に、寄附金控除（所得控除）か、2000 円を超える金額の 40%相当額をその年分の所得税額から税額控除するかを選択できます。

寄附する個人が東京都内に居住している場合は、地方税からも寄附金控除制度の対象になります。

#### ① 寄附金控除（所得控除）

$$\boxed{\text{その年中に支出した寄附金の額の合計額}} - \boxed{2 \text{ 千円}} = \boxed{\text{寄附金控除額}}$$

注：特定寄附金の額の合計額は所得金額の 40%相当額が限度です。

#### ② 寄附金特別控除（税額控除）

$$\left[ \boxed{\text{その年中に支出した寄附金の額の合計額}} - \boxed{2 \text{ 千円}} \right] \times 40\% = \boxed{\text{認定 NPO 法人寄附金特別控除額}}$$

注：寄附金特別控除額は、その年分の所得税額の 25%相当額を限度とします。（100 円未満の端数切捨て）

#### （必要な手続き）

サラリーマンの方のように、所得税が源泉徴収されている場合、年末調整の方法で還付してもらうことはできません。各個人で確定申告の手続きが必要です。その際、おんがくの共同作業場が発行する領収書を確定申告書に添付する必要があります。

### 2. 法人として寄附された場合

法人として認定 NPO に対し寄附金を支出した場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入限度額が設けられております。

つまり、おんがくの共同作業場に寄附されますと、一般寄附金の枠の額と別枠で損金算入ができるようになりますので、それだけ多く寄附金を経費として課税金額の計算において所得から差し引くことができます。

#### (必要な手続き)

事業年度の確定申告の際に、おんがくの共同作業場に対する寄附金の額を記載した明細書を添付する必要があります。なお、「特定非営利活動に係る事業に係る寄付である」旨などを証した書類（通常は領収証）を保存しておく必要があります。

### 3. 相続財産などをおんがくの共同作業場に寄附された場合

相続または遺贈により取得した財産を、相続税の申告期限内におんがくの共同作業場に寄附された場合、寄附金額には相続税が課税されません。

#### (必要な手続き)

相続税の申告書提出の際、特例措置の適用を受けようとする旨を記載し、寄附財産の使用目的などをおんがくの共同作業場が証した書類を添付する必要があります。

このとき、おんがくの共同作業場への寄附は相続税の申告期限までに行う必要があります。

なお、この認定に伴い税制の規定により、おんがくの共同作業場は寄附者名簿を国税庁に提出します。この名簿への掲載を望まれない場合は、おんがくの共同作業場までご連絡ください。ただしこの場合は、上記の控除対象とはなりませんのでご了承ください。

### 4. 正・賛助会費の取り扱いについて

本来会費は寄附金とは異なり、会の運営にあてられますが、総会での議決権のない賛助会員の会費は贈与と認められ寄附金として取り扱うことが認められています。不特定多数の者に無償で配布される機関誌等を会員が受け取る程度であれば、一般的に対価性のないものとして取り扱われます。

この制度については、国税庁または税務署にお問い合わせください。

認定 NPO 法人名簿は国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/meibo/04.htm>

及び都庁ホームページ

<http://www.npo.metro.tokyo.jp/>

に掲載されていますのでご利用ください。